

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年10月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000047号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000036号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社(現在は、B社)における請求期間①の標準報酬月額を19万円、請求期間②及び請求期間③の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間④について、請求者のB社における請求期間④の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

請求期間④の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年10月1日から昭和60年7月1日まで
② 平成4年10月1日から平成5年10月1日まで
③ 平成6年10月1日から平成7年10月1日まで
④ 平成14年10月1日から平成15年9月1日まで

A社及びB社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までに支給された給与は国の標準報酬月額の記録より高いと思う。給与明細書を提出するので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出されたA社及びB社における請求期間①から④までに係る給与明細書により、請求期間①から④までの標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、オンライン記録により確認できる請求期間①

から④までの標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払いを受けていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までについて、上記給与明細書により、請求期間①から④までに係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（請求期間①は 19 万円、請求期間②及び請求期間③は 30 万円、請求期間④は 34 万円）は、オンライン記録により確認できる請求期間①から④までの標準報酬月額（請求期間①は 18 万円、請求期間②及び請求期間③は 28 万円、請求期間④は 32 万円）より高額であるものの、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（請求期間①は 18 万円、請求期間②及び請求期間③は 28 万円、請求期間④は 32 万円）は、オンライン記録により確認できる請求期間①から④までの標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

一方、上記給与明細書により、請求期間①から④までに係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間①から④までの標準報酬月額より高額であることが確認できることから、請求期間①から④までの標準報酬月額を、請求期間①は 19 万円、請求期間②及び請求期間③は 30 万円、請求期間④は 34 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の請求期間①から④までの標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000048号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第2000001号

第1 結論

昭和28年8月1日から昭和35年3月12日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年8月1日から昭和35年3月12日まで

国の記録では請求期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記録となっているが、私は受給していないので、請求期間を年金額に反映する厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社B事業所(現在は、A社、以下「A社」という。)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和35年3月12日、請求期間に係る脱退手当金の支給日は同年4月19日であることが確認できるところ、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、同年4月7日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から裁定庁である社会保険出張所(当時)に回答していることが記録されているほか、請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社から提出された「昭和35年社会保険厚生年金台帳労務係」(以下「社会保険台帳」という。)において、「請求種別」が「厚生年金」と記載されている者が、請求者を含めて3人確認できるところ、同社は、社会保険台帳における記載内容については不明である旨回答しているものの、上記3人に係るオンライン記録によると、いずれも脱退手当金の支給記録が確認できる。また、上記3人について、社会保険台帳に記載されている「厚生年金」の「請求月日」は、いずれも同社にお

ける厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から一週間以内の日であることが確認できる上、上記3人のうち請求者以外の1人については、社会保険台帳の「金額」欄に金額が記載されているところ、当該金額は、同氏のオンライン記録で確認できる脱退手当金支給金額と一致している。さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者のうち、請求者の被保険者資格喪失年月の前後1年間に被保険者資格を喪失した女性で、脱退手当金の受給要件を満たしており、所在が確認できる者に文書照会を行ったところ、回答があった者のうち、オンライン記録において脱退手当金の支給記録が確認できる1人は、脱退手当金を会社から受け取った旨回答している。以上のことを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者の脱退手当金の支給日当時は、通算年金通則法（法律第181号、昭和36年11月1日施行、同年4月1日から適用）の施行前であり、厚生年金保険の老齢年金の受給権を得るためには原則として厚生年金保険のみの被保険者期間が20年以上必要であったところ、請求者は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、昭和62年6月まで厚生年金保険への加入歴がないことから、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。